

やまなし障害児・障害者プラン2024の概要

第1章 プランの基本的な事項

- **策定の趣旨**
県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針
- **位置付け**
次の5本の計画を統合して策定
 - ① 山梨県障害者計画(障害者基本法)
 - ② 第7期山梨県障害福祉計画(障害者総合支援法)
 - ③ 第3期山梨県障害児福祉計画(児童福祉法)
 - ④ 山梨県障害者文化芸術活動推進計画(障害者文化芸術推進法)
 - 新**⑤ 山梨県読書バリアフリー計画(読書バリアフリー法)
- **期間**
令和6～8年度(3年間)
- **障害保健福祉圏域**
4圏域
中北圏域、峡東圏域、
峡南圏域、富士・東部圏域



第3章 山梨県における障害のある人の現状



【参考】障害のある人を取り巻く環境の変化

- **国の動向**
 - ・ 障害者権利条約の批准(H26.1月)
 - ・ 障害者差別解消法 施行(H28.4月)
 - ・ 改正・発達障害者支援法 施行(H28.8月)
 - ・ 改正・障害者総合支援法及び児童福祉法 施行(H30.4月)
 - ・ 障害者文化芸術推進法 施行(H30.6月)
 - ・ 読書バリアフリー法 施行(R1.6月)
 - ・ 改正・障害者雇用促進法 施行(R2.4月)
 - ・ 医療的ケア児支援法 施行(R3.9月)
 - ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行(R4.5月)
- **本県の取組**
 - ・ 関係法令の整備を受け、障害者幸住条例を改正(H27.12月)、改正・同条例 施行(H28.4月)
 - ・ 山梨県手話言語条例 施行(R5.3月)

第2章 プランの基本的な考え方

基本理念 共生社会の実現

県民誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

プランを貫く基本的視点

- ・ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
 - ・ あらゆる場面における利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上
 - ・ 障害者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - ・ 障害特性などに配慮したきめ細かい支援
 - 新**・ 重度障害者及びその家族に対する支援体制の充実
- 重度障害者への支援体制の充実
- ・ 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
 - ・ 安全・安心で感染症に負けない社会の構築
 - ・ 障害のある人となない人の相互理解の促進及び社会参加の推進
 - 新**・ 情報格差解消に向けた施策の推進
- 情報の取得利用・意思疎通支援の充実
- ・ PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進

第4～5章 山梨県障害者計画

<施策の柱1>

誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

多様性等に関する県民の理解を促進し、誰もがその個性を発揮して生きがいを持って活躍できる社会の実現と、バリアのない誰もが暮らしやすい地域づくりを目指す

- ① 相互理解の促進
多様性等に関する県民への啓発・広報活動の推進、福祉教育などの推進
- ② 民間との協働体制の整備・市町村との連携
NPO、ボランティア等の活動の推進、障害のある人の活動の支援
- ③ 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、権利擁護の推進
- ④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上
障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進、外出や移動などの支援の充実
- ⑤ 安全・安心の確保
防災対策の推進、防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止、ウィズコロナを踏まえた感染症に対する取組

<施策の柱2>

望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

障害のある人ができる限り自分で選んだ住まいで、必要とする福祉サービスや医療を受けながら、自ら描く人生を進んでいくことができる、そのような暮らしの実現を目指す

- ① 自己選択・自己決定の支援
相談支援体制の構築、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、住宅の確保
- ② 障害福祉サービス等の充実・質の向上
訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実、障害児のための支援サービスの充実、サービスの質の向上など、人材の育成・確保
- ③ 保健・医療の充実
早期発見・早期支援・早期治療の実施、医療・リハビリテーションの充実など、医療的ケアを要する障害児(者)の支援、子どもの心のケアの推進、精神保健・医療の提供など、難病に関する施策の推進
- 新**④ 重度障害者への支援体制の充実
重度障害者とその家族の支援、重度障害のある方を支える専門人材の育成、重度障害者向け障害福祉サービスの充実

<施策の柱3>

自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人となない人が、教育や就労、スポーツ、文化芸術活動などを通じて互いの多様な個性を認め合い、支え合うことで、障害のある人が自らの力を高め、その能力を最大限発揮しながら、地域でいきいきと生活することを目指す

- ① 教育の充実
幼児期から学齢期における支援の充実、インクルーシブ教育の推進、教育環境の整備
- ② 雇用・就労・定着に向けた支援
障害者雇用の促進、総合的な就労支援、障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保、農福・産福連携による就業の場の創出及び工賃向上への取組
- ③ 障害者スポーツの推進
障害者スポーツの拠点づくり、障害者スポーツの普及、障害者スポーツの競技力の向上
- ④ 文化芸術活動の充実
鑑賞・創造・発表の機会の確保、芸術上価値の高い作品への支援、交流の促進・障害者理解の促進
- 新**⑤ 情報の取得利用・意思疎通支援の充実
行政サービス等における配慮の推進、意思疎通支援の充実、読書バリアフリーの推進

やまなし障害児・障害者プラン2024の概要

第6章 地域生活移行・就労支援等に関する成果目標及びサービスの見込量など（第7期山梨県障害福祉計画・第3期山梨県障害児福祉計画）

- **基本的理念**
障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定
 - **計画の期間**
令和6～8年度（3年間）
- ① 障害のある人の自己決定を尊重し、必要なサービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現できるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の整備の推進
 - ② 市町村を実施主体とした、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制の整備の推進
 - ③ 地域の社会資源を活用したサービス提供体制の整備の推進、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
 - ④ 地域共生社会を実現するための取り組みの推進
 - ⑤ 障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築の推進
 - ⑥ 障害福祉人材を確保・定着するための取組の推進
 - ⑦ 文化芸術活動及び情報の取得利用・意思疎通支援の推進による、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進

成果目標

【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
地域生活移行者数	令和3年度末の入所者の7.5%、81人 (令和6～8年度の累計 国の指針6%以上)
施設入所者減少数	令和3年度末の入所者の7.1%、76人 (令和3年度末と令和8年度末の入所者の差 国の指針5%以上)

【成果目標2】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値(令和8年度)
退院後1年以内の地域での平均生活日数	325.3日(国の指針325.3日以上)
1年以上の長期入院患者数	65歳以上 613人 65歳未満 253人 } (国算定式による値)
入院後3ヵ月時点の退院率	68.9% (国の指針68.9%以上)
入院後6ヵ月時点の退院率	86% (国の指針84.5%以上)
入院後1年時点の退院率	91% (国の指針91%以上)

【成果目標3】地域生活支援の充実

項目	目標値(令和8年度末)
地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	全市町村で実施(市町村間の連携による整備を含む)
新 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	全市町村で実施(市町村間の連携による整備を含む)

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値(令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	各市町村又は各圏域で整備
新 地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の確保	各市町村又は各圏域で整備

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値(令和8年度)
就労移行支援等を通じた一般就労への移行者	令和3年度の移行者の2.62倍、139人(国の指針1.28倍以上)
就労移行支援事業の利用者数	令和3年度の利用者の3.31倍、53人(国の指針1.31倍以上)
新 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	全体の事業所のうち、60%以上(国の指針50%以上)
就労継続支援のうち、就労継続支援A型事業の利用者数	令和3年度の利用者の2.84倍、37人(国の指針1.29倍以上)
就労継続支援のうち、就労継続支援B型事業の利用者数	令和3年度の利用者の2.13倍、49人(国の指針1.28倍以上)
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の利用者の1.7倍、80人(国の指針1.41倍以上)
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	就労定着率が7割以上の事業所を全体の56.6%以上(国の指針25%以上)
新 就労支援ネットワークの強化及び支援体制の構築の推進	県で実施

【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値(令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	全市町村で設置(圏域での設置も可)
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築	全市町村で体制を構築
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	県で体制を構築
新 難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画の策定及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進	県で実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で整備(圏域での確保も可)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で整備(圏域での確保も可)
新 医療的ケア児支援センターの設置、関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	県で実施
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	全市町村で実施(圏域での設置も可)
新 障害児入所施設からの円滑な移行調整の協議の場の設置	県で設置

【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値
指導監査結果を関係市町村と共有する体制の構築及び人材の養成等	県、市町村で実施

※ 成果目標項目は、国の基本指針に基づき設定。
併せて、成果目標を達成するための活動指標（障害福祉サービス利用者数の見込み量等）を設定している。

■ 計画の達成状況の点検及び評価に関する事項

成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行い、施策推進協議会などの意見を聴き、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じ、その結果を公表する。